

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		提出が必要となる場合	給付体制届・一覧表以外の必要資料
51 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設 2 経過的小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 経過的ユニット型小規模介護福祉施設		LIFEへの登録	1 あり 2 なし	新規に「あり」で届出を行う場合	なし
			夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員		
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			身体拘束廃止取組の有無	1 減算型 2 基準型		
			安全管理体制	1 減算型 2 基準型	「1.減算型」の場合(届出がない場合は「2.基準型」とみなす。	
			栄養ケア・マネジメントの実施の有無	1 なし 2 あり	「2.あり」の場合	別紙11
			日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり		
			テクノロジーの導入 (日常生活支援加算関係)	1 なし 2 あり	「2.あり」の場合	別紙16-2 (及び備考1に記載の書類)
			看護体制加算Ⅰ	1 なし 2 あり		
			看護体制加算Ⅱ	1 なし 2 あり		
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ		
			テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	1 なし 2 あり	「2.あり」の場合	別紙22 (及び配置要件②については備考1に記載の書類)
			準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			生活機能向上連携加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ	加算ⅠあるいはⅡを算定する場合(既存届出内容が「あり」の場合も届出が必要)	
			個別機能訓練加算	1 なし 2 あり		
			ADL維持等加算(申出)の有無	1 なし 2 あり	「2.あり」の場合	
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり		
			常勤専従医師配置	1 なし 2 あり		
			精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり		
			障害者生活支援体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			栄養マネジメント強化体制	1 なし 2 あり	「2.あり」の場合	別紙11、栄養マネジメントを実施している管理栄養士や給食管理を行っている常勤栄養士の常勤換算数が確認できる算定月の勤務表※勤務表には職員の資格保持状況や勤続年数を付記してください。
			療養食加算	1 なし 2 あり		
			配置医師緊急時対応加算	1 なし 2 あり		
			看取り介護体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可		
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり		
			排せつ支援加算	1 なし 2 あり	「2.あり」の場合	
			自立支援促進加算	1 なし 2 あり	「2.あり」の場合	
科学的介護推進体制加算	1 なし 2 あり	「2.あり」の場合				
安全対策体制	1 なし 2 あり	「2.あり」の場合				
サービス提供体制強化加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ	「加算Ⅰ」を算定する場合 別紙12-4及び勤務表等要件を満たすことが分かる根拠書類 ※勤務表には職員の資格保持状況や勤続年数を付記してください。 「加算Ⅱ」を算定する場合(現在「加算Ⅰ」を算定している場合も届出必要。) 別紙12-4及び勤務表等要件を満たすことが分かる根拠書類 ※勤務表には職員の資格保持状況や勤続年数を付記してください。 「加算Ⅲ」を算定する場合(現在「加算Ⅰ」口、「加算Ⅱ」若しくは「加算Ⅲ」を算定しているも届出がない場合には「なし」となる。) 別紙12-4及び勤務表等要件を満たすことが分かる根拠書類 ※勤務表には職員の資格保持状況や勤続年数を付記してください。				
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					

※「LIFEへの登録」記入欄は一覧表の「N」列から「Q」列に記入欄があります。

備考 (別紙1) 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE (科学的介護情報システム (Long-term care information system For Evidence)) への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算 (減算) の届出については、「平面図」(別紙6) を添付してください。
- 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設 (基本型・在宅強化型) の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」(令和3年9月サービス提供分までは別紙13-1-1、令和3年10月サービス提供分以降は別紙13-1-2) 又は「介護老人保健施設 (療養型) の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算 (Ⅱ) に係る届出」(別紙13-2) を添付してください。
- 4 介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設 (療養機能強化型) の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-3) 又は「介護療養型医療施設 (療養機能強化型以外) の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-4) を添付してください。
- 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-5) 又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-6) を添付してください。
- 6 訪問看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携しサービス提供を行う場合については、「訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書」(別紙14) を添付してください。
- 7 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」を「定期巡回の指定を受けている」もしくは「定期巡回の整備計画がある」と記載する場合は、「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書 (訪問介護事業所)」・(別紙15) を添付して下さい。
- 8 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類 (「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7) 又はこれに準じた勤務表等) を添付してください。
- 9 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5) を添付してください。
- 10 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時 (介護予防) 訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙8) を添付してください。
- 11 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」(別紙8-2) を添付してください。
- 12 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算 (減算) の届出については、それぞれ加算 (減算) の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- (例) - 「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、
「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜間勤務を行う看護師 (准看護師) と介護職員の配置状況 等
- 13 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 14 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。
- 15 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」(別紙11) を添付してください。
- 16 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 17 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」(別紙9) を添付してください。
- 18 「看護体制加算 (短期入所生活介護事業所)」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-2) を添付してください。
- 19 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-3) を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙9-4) を添付してください。
- 20 訪問介護における「特定事業所加算」については、「加算 (Ⅰ) ~ (Ⅳ)」は「特定事業所加算 (Ⅰ) ~ (Ⅳ) に係る届出書 (別紙10)」を、「加算 (Ⅴ)」は「特定事業所加算 (Ⅴ) に係る届出書」(別紙10-2) を添付してください。
- 21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙12) ~ (別紙12-6) までのいずれかを添付してください。
- 22 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 23 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- (1) 看護職員、介護職員の欠員 (看護職員の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。) …人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- (2) ア 医師 (病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員 (病院において従事するものを除く。)、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。
(人員配置区分欄の変更は行わない。)
- イ 医師の欠員 (病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)
- <厚生労働大臣が定める地域>
厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

 - 1 離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和37年法律第88号) 第2条第1項に規定する辺地
 - 3 山村振興法 (昭和40年法律第64号) 第7条第1項の規定により指定された振興山村
 - 4 過疎地域活性化特別措置法 (平成22年法律第15号) 第2条第1項に規定する過疎地域
- なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1) に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。(1) が優先する。)
- ウ 介護支援専門員 (病院において従事する者に限る。) の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。
- 24 居宅介護支援のうち、「特定事業所加算」の加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、「特定事業所医療介護連携加算」及び「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算(Ⅰ)~(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書 (居宅介護支援事業所)」(別紙10-3) を、「特定事業所加算(A)」については、「特定事業所加算(A)に係る届出書 (居宅介護支援事業所)」(別紙10-4) を添付してください。
また、「情報通信機器等の活用等の体制」については、「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」(別紙10-5) を添付してください。
- 25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙16) を添付してください。
- 26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」(別紙20) を添付してください。
- 27 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」(別紙21) を添付してください。
- 28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙16-2)、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」(別紙20-2)、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」(別紙22) のいずれかを添付してください。
- 29 「移行支援加算」については、「訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」(別紙17) 又は「通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」(別紙18) を添付してください。
- 30 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」(別紙23) を添付してください。
- 31 「重度認知症疾患療養体制加算」に係る届出については、「重度認知症疾患療養体制加算に係る届出」(別紙24) を添付してください。
- 32 「移行計画の提出状況」については、「介護療養型医療施設の移行に係る届出」(別紙25) を添付してください。
- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 介護医療院に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。
- 5 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届出してください。